

# 消費者委員会における 審議会機能の考え方について

P 1 - 2 : 4月10日 第5回検討会における河上委員長提出資料（再配布）

P 3 - 5 : 5月17日 第7回検討会における消費者委員会事務局提出資料（再配布）

## 2. 消費者行政全体の機能強化に向けた消費者委員会のあり方

### (1) 委員会の「審議会機能」のあり方(次頁図1及び参考資料9)

#### 【課題】

委員会の「監視機能」を強化するため、委員会が有する「審議会機能」のあり方を見直すべき(消費者庁に移管すべき)との意見があったことについてどのように考えるか。

⇒そもそも「監視機能」と「審議会機能」を明確に区分することは可能か(例:消費者基本計画の検証・評価・監視への意見等)。

⇒「審議会機能(諮問・答申)」を行う中で入手できる様々な情報や部会・専門調査会等における専門委員等の知見の蓄積は、委員会が建議・提言等を行う際にも活用できる(例:消費者基本計画の検証・評価・監視に際する各省庁ヒアリング、食品表示部会における原料原産地表示の検討等)。

⇒また、委員会の「審議会機能」と消費者庁が政策の企画立案のために設置している検討会等との関係を整理することが必要。

#### 【今後の方向性】

現状	改善策
<ul style="list-style-type: none"><li>・委員会は「監視機能」と「審議会機能」を担当</li><li>・専門的・技術的な事項については部会・専門調査会等を活用</li><li>・個別法の規定に基づく事項以外に、消費者庁からの諮問に応じて調査審議を行う機会が少ない(消費者庁は検討会等を設置して対応)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・委員会の「審議会機能」は残し、それから得られる知見を建議・提言等にも活用</li><li>・消費者庁の検討会等との役割分担の明確化</li><li>・例えば、消費者庁の中長期的課題や各省庁横断的な課題等についても「審議会」として調査審議を行い、同庁の企画立案機能の強化に貢献(その際、委員会事務局体制に制約があることから、諮問・答申に関連する調査審議については、消費者庁の十分な協力を得る)</li><li>・特定保健用食品の表示許可に係る諮問は特に必要のある場合に限定する(平成21年9月から本年3月までの委員会に対する諮問件数は92件)</li></ul>

### (3) 委員会の建議・提言等の実効性の向上

#### 【課題】

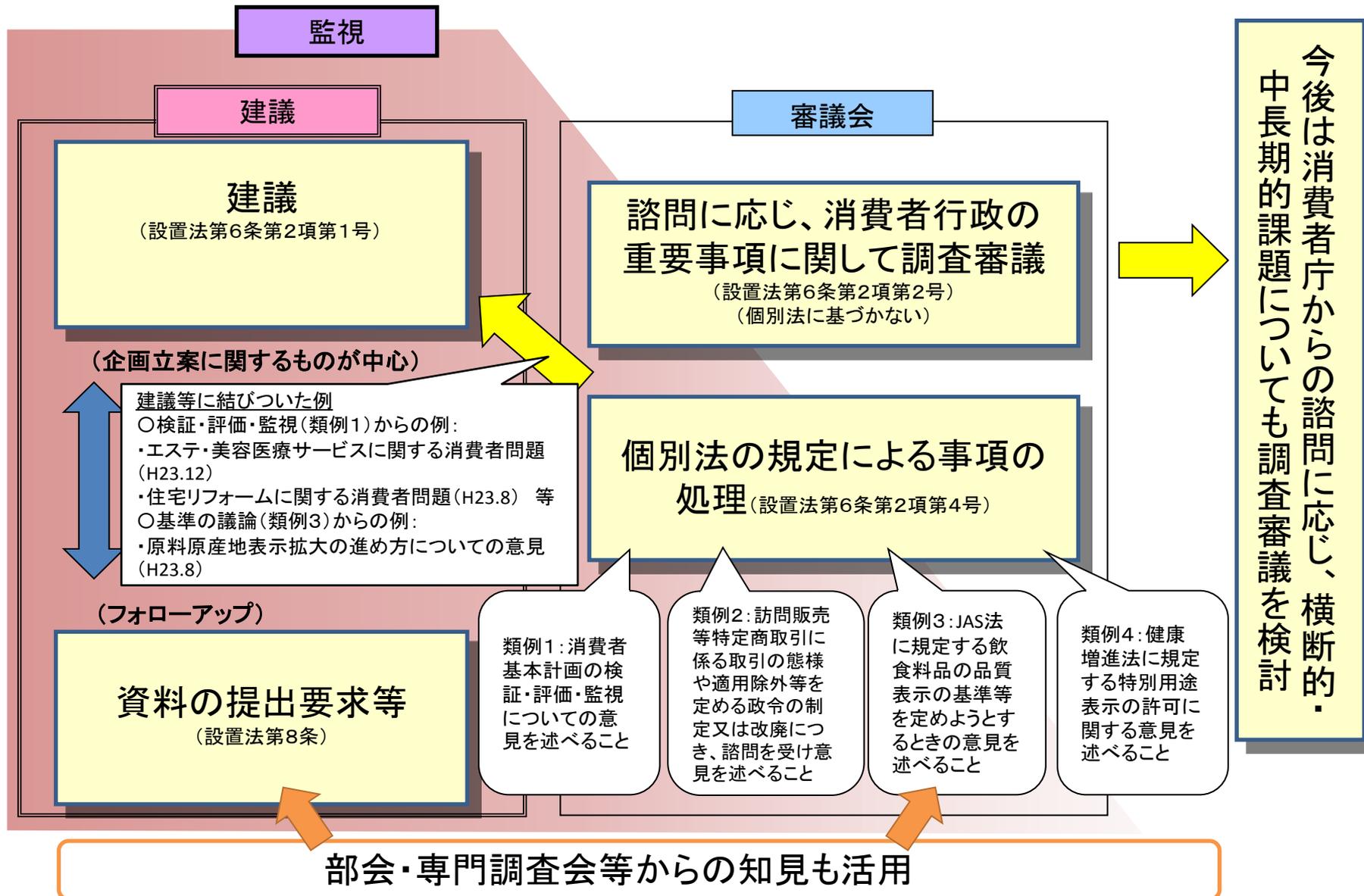
消費者庁との連携が不十分であるとの指摘があったことについてどのように考えるか。

⇒委員会による建議・提言等の実効性を向上していくため、消費者行政の「司令塔」である消費者庁とは、各々の独立性を堅持しつつも、さらに連携・協力関係を強化することが必要。

#### 【今後の方向性】

現状	改善策
<ul style="list-style-type: none"><li>・建議・提言等の提出及びこれらの実施状況についての報告聴取(フォローアップ)</li><li>・消費者庁所管法令に基づく諮問に応じた調査審議・答申の実施</li><li>・消費者庁は要請に応じ、委員会(部会等含む)や委員間打合せの場において説明</li><li>・消費者庁は、随時必要な情報を委員会に提供 等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・消費者庁における建議・提言等の指摘事項やフォローアップへの取組強化を期待</li><li>・委員会は、消費者庁が「司令塔」としての機能を発揮することを「審議会」として積極的に後押し(中期的課題や各省庁横断的な課題に関する調査審議の強化等)</li><li>・企画・運営会議を通じて消費者庁との機動的な意見交換を実施 等</li></ul>

# 消費者委員会の「監視機能」と「審議会機能」のイメージ



(注)このほか、消費者委員会は消費者安全法第20条に基づく勧告権(設置法第6条第3項)を有する

## 諮問に対する消費者委員会の答申

(計 26 件：平成 24 年 4 月末現在)

類型	件名	概要	検討主体
類例 1：消費者基本計画の検証・評価・監視等、消費者行政の基本方針についての意見を述べること	消費者基本計画（1件）	・「消費者基本計画」の策定	本委員会
	消費者安全の確保に関する基本的な方針（1件）	・「消費者安全の確保に関する基本的な方針」の策定	本委員会
	食品安全基本法に基づく基本的事項の変更（1件）	・同法の規定により講ずる措置の実施に関する基本的事項の変更	本委員会
類例 2：訪問販売等特定商取引に係る取引の態様や適用除外等を定める政令の制定又は改廃につき、諮問を受け意見を述べること	特定商取引に関する法律施行令の一部改正（2件）	（以下の業務を適用除外の対象として規程） ・認可特定保健業者による特定保険業及び保険代理業（保険業法） ・放送事業者による放送（放送法）／電気通信事業者による電気通信事業（電気通信事業法）	本委員会
類例 3：JAS 法に規定する飲食料品の品質表示の基準等を定めようとするときの意見を述べること	JAS 法の規定に基づく品質表示基準の改正に係る答申（7件）	・チルドハンバーグステーキ品質表示基準及びチルドミートボール品質表示基準 ・乾めん類品質表示基準 ・加工食品品質表示基準 ・玄米及び精米品質表示基準 ・めん類等用つゆ品質表示基準 ・パパイヤ及びパパイヤ加工品品質表示基準※ ・みそ品質表示基準	食品表示部会
	食品衛生法(及び食品衛生法施行規則)の改正に係る答申（5件）	・乳及び乳製品の成分規格等 ・パパイヤ及びパパイヤ加工品※ ・フルジオキソニルの添加物指定に伴う表示基準 ・食品衛生法施行規則第 21 条に規定する表示基準 ・生食用食肉の表示基準	食品表示部会
	家庭用品品質表示法に基づく表示の標準の改正(2件)	・表示の標準「テレビジョン受信機」の改正 ・浄水器に係る表示事項の見直し（告示改正）	本委員会
類例 4：健康増進法に規定する特別用途表示の許可に関する意見を述べること	特定保健用食品の表示許可（8件）	・特定保健用食品の表示許可	新開発食品調査部会

※諮問としては 1 件のもの（食品衛生法施行規則及び J A S 法の規定に基づく品質表示基準の改正に係る答申について（パパイヤ及びパパイヤ加工品））

# 消費者委員会および事務局の体制

平成24年5月現在

